資治通鑑 第 179 巻

【隋紀三】　起上章灘，盡昭陽大淵獻，凡四年。

●隋、突厥突厥、続国訳漢文大成 経子史部 第 10 巻 226p

高祖文皇帝中開皇二十年（庚申，６００年）

●**春，二月**，熙州（隋志に、同安郡に梁は豫州を置き、後晉州と改める。北齊は江州に改め、陳は晉州といい、開皇の始めに熙州とする。晉熙郡に因り名づける）人の**李英林**は反す。**三月**，辛卯（27-26+1=２日），揚州總管の司馬の河内（懐州を置く）の**張衡**を以て行軍總管と為し，歩騎五萬を帥いて討ちて之を平らぐ。

●**賀若弼**は復た事に坐して下獄し，**上**は之を數めて曰く、

「公は三つの太だ猛有り。嫉妒心は太だ猛なり，自らを是とし、人を非とする心は太だ猛なり，上を無くする心は太だ猛なり。」

既に而して之を釋す。他日，**上**は侍臣に謂って曰く、

「**弼**は將に陳を伐たんとし，**高熲**に謂って曰く、『**陳叔寶**は平らぐ可き也。高鳥盡き、良弓藏すと作さざる邪？』**熲**は云う、『必ず然らず。』陳を平らぐに及び，遽（にわか）に內史を索（もと）め，又た僕射を索める。我は**熲**に語りて曰く（10-227p)、『功臣は正に宜しく勳官（隋は上柱国より師都督まで十一等を置き勲官とす）を授けるべし，朝政に預かる可からず。』**弼**は後に**熲**に語る、『**皇太子**の己に於ける，口を出て耳に入り，盡さざる所無し。公は終久何ぞ**弼**の力を得ざる必とせんや，何ぞ脈脈たる邪！』意は廣陵を圖り，又た荊州を圖り，皆な亂を作す之地，意は終に改まざる也。」

【隋は突厥の達頭討伐】

突厥●［達頭討伐軍出発］**夏，四月**，壬戌（58-55+1=４日），突厥の**達頭可汗**は塞を犯し，詔して晉王の**廣**、**楊素**に命じて靈武（現・臨夏回族自治区銀川市霊武市）道に出で，漢王の**諒**、**史萬歲**をして馬邑道（朔州の道）に出で、以て之を擊たしむ。

●突厥［長孫晟の毒水作戦］**長孫晟**は降人を帥いて秦州行軍總管と為り，**晉王**の節度を受ける。**晟**は以えらく、突厥は泉を飲み，毒を行なう可きは易しと，因りて諸藥を取り水の上流に毒し，突厥の人畜は之を飲みて多く死し，是に於いて大いに驚いて曰く、

「天は惡水を雨とす，其れ我を亡ぼす乎！」

因りて夜遁げる。**晟**は之を追い，斬首は千餘級なり。

●突厥［史萬歲は達頭を擊破］**史萬歲**は塞を出，大斤山に至り，虜と相い遇う。**達頭**は遣使して問う、

「隋將は誰為るか？」

候騎は報ず、

「**史萬歲**也。」

突厥は復た問う、

「敦煌の戍卒に非ざるを得ん乎？」

候騎は曰く、

「是れ也。」

達頭は懼れ而して引いて去る。**萬歳**は馳せて追うこと百餘里，縦(ほしいまま)に撃ち，大いに之を破り，數千級を斬る。北(に)げるを逐い，磧に入ること數百里，虜は遠く遁れ而して還る。詔して**長孫晟**を遣わして復た大利城に還り，新附を安撫せしむ。

突厥●［達頭と啟民］**達頭**は復た其の弟の子の**俟利伐**を遣わして磧東より**啟民**を攻めしめ，**上**も又た兵を發して**啟民**を助け要路を守らしむ。**俟利伐**は退き走りて磧に入る。**啟民**は上表して陳謝して曰く、

「大隋の**聖人可汗**は百姓を憐養し，天の覆わざる無く，地は載せざる無きが如し。**染干**は枯木更に葉つき，枯骨は更に肉づくが如し，千世萬世，常に大隋の為に羊馬を典らん也。」

帝は又た**趙仲卿**を遣わして**啟民**の為に金河（隋志に楡林郡金河県に隋は初め楡關総管を置くと、帰化城の南、現・楡林市）、定襄（雲内県の恆安鎮、現・内モンゴル自治区フフホト市周辺、山西省忻州市に定襄県有り?）の二城を築かしむ。

【楊堅の後継者争いの予感】

●[秦孝王俊の病死]秦の孝王の**俊**は久しく疾み，未だ起つ能わず，遣使し奉表して陳謝す。**上**は其の使者に謂って曰く、

「我は力を戮せて茲の大業を創り，訓を作り范を垂れ，臣下が之を守るを庶(こいねが)う。汝は吾が子と為り，而して之を敗らんと欲す，知らず何を以て汝を責めんや！」

俊は慚じ怖れ，疾は遂に篤く，乃ち復た**俊**を上柱國に拝す。**六月**，丁丑（13+60−54+1=２０日），**俊**は薨ず（楊堅の五子の内俊のみ病みて死す）。**上**は之を哭し，數聲し而して止む。**俊**の為る所の侈麗之物は，悉く命じて之を焚かしむ。王府の僚佐（隋の親王には師友・文学・長史・司馬・諮議参軍・掾・屬・主簿・錄事・功曹・記室・戸倉兵等の曹・騎兵城局等の参軍・東西閣の祭主・参軍事等の官を置く）は碑を立てるを請い，**上**は曰く、

「名を求めんと欲せば，一巻の史書にて足りん矣，何の碑（葬の時に設ける所、臣子、君父の功を追運し以て其の上に書す。初學記に曰く、碑は悲なり、往事を悲しむ所以なり）を用いるを為さん！若し子孫が家を保つ能わざれば，徒らに人の與(ため)に鎮石と作る耳！」

俊の子の**浩**は，**崔妃**の生む所也。庶子は**湛**と曰う。**(10−228p)** 群臣は旨を希い，奏して稱す、

「漢之**栗姫**の子の**榮**（16 巻漢の景帝六年七年にあり）、**郭后**の子の**強**（43 巻漢の光武帝建武 17 年 19 年にあり）は皆な母に隨いて廢される，今**秦王**の二子は，母は皆な罪有り，嗣を承くに合わず。」

上は之に從い，秦國の官を以て喪主と為す。

●［皇太子勇への教訓］初め，**上**は**太子**の**勇**をして軍國の政事を參決せ使め，時に損益有り，**上**は皆な之を納れる。**勇**の性は寛厚にして，意に率い情に任せ，矯飾之行い無し。**上**の性は節儉にして，**勇**は嘗て蜀鎧（蜀の工人の作る精密華麗なる鎧）を文飾し，**上**は見而して悦ばず，之を戒めて曰く、

「古より**帝王**は未だ奢侈を好み而も能く久長なる者有らず。汝は儲后（后は君の意味）為り，當に儉約を以て先と為し，乃ち能く宗廟を奉承せん。吾は昔日の衣服，各々一物を留め，時に復た之を觀以て自ら警戒す。汝が今日の**皇太子**之心を以て昔時之事を忘れんことを恐れる，故に汝に賜るに我が舊所帶びる所の刀一枚，並せて菹醬（続は菹醬。淹菜を菹と為す、醬は醢。肉醬跋醬は皆醢と曰う、又た菜菹は醬という）一合を以てす，汝が昔上士と作(な)りし時（勇が北周に仕える時）、常に食する所也。若し前事を存記すれば，應に我が心を知るべし。」

●［皇太子への恩寵衰える］後に冬至に遇い，百官は皆な**勇**に詣り，**勇**は樂を張り賀を受ける。**上**は之を知り，朝臣に問いて曰く、

「近ごろ聞くに、至日に内外の百官は相い帥いて東宮に朝すと，此れ何の禮なる也？」

太常少卿の**辛但**は對えて曰く、
「東宮に於いて，乃ち賀也，朝と言うを得ず。」
上は曰く、
「賀者は正に三數十人にして，情に隨いて各々去る可し，何ぞ乃ち有司徵召し，一時に普く集まらん！**太子**は法服して樂を設け以て之を待つ，可ならん乎？」
因りて下詔して曰く、
「禮に等差有り，君臣は雜わらず。**皇太子**は上嗣に居ると雖も，義は臣子を兼ねる，而るに諸々の方岳牧（続は方岳。岳牧とは四岳と十二牧）は正冬に朝賀し，土に任じて貢を作し，別に東宮に上る。事は典則に非ず，宜しく悉く停斷すべし！」
是より恩寵は始めて衰え，漸く猜阻を生む。

【楊廣の皇太子排除の画策成功】

●［勇の色好み、廣の欺瞞］**勇**は內寵多く，昭訓（北齊では皇后一人。淑妃一人，位視相國。左娥英、右娥英各一人，位視左右丞相。左昭儀、右昭儀各一人，位視二大夫。三夫人：弘德、正德、崇德為三夫人，位視三公。上嬪：隆徽、光猷、昭訓，位視三卿。）の**雲氏**（姓苑に雲氏は縉雲氏の後なりと。魏書官氏志に、達肴氏は後に雲氏と改めると）は尤も幸せられる。其の妃の**元氏**は寵無く，心疾に遇いて，二日而して薨じ（177 巻 11 年にあり），**獨孤后**は他の故有ると意い，甚(其×)だ**勇**を責望（責め恨む）す。是より**雲昭訓**は內政を專らにし，長寧王の**儼**、平原王の**裕**、安成王の**筠**を生む。**高良娣**は安平王の**嶷**、襄城王の**恪**を生む。**王良媛**は高陽王の**該**、建安王の**韶**を生む。**成姬**は穎川王の**煚**を生む。後宮は**孝實**、**孝范**を生む。**后**は彌々平らかならず，頗る人を遣りて伺察し，**勇**の過惡を求める。晉王の**廣**は，彌々自ら矯飾し，唯だ**蕭妃**と居處し，後庭に子有れども皆な育たず，**后**は是に由りて數々**廣**の賢を稱す。大臣の事を用いる者（楊素など）は，**廣**は皆な心を傾けて與に交わる。**上**及び**后**は左右を遣わして**廣**の所に至る毎に，貴賤無く，**廣**は必ず**蕭妃**と門に迎え接引し，為に美饌を設け，申ねるに厚禮を以てす。婢僕の往來する者，其の仁孝を稱せざる無し。**上**は**后**と嘗て其の第に幸し，**廣**は悉く美姬を別室に屏匿し，唯だ老醜する者を留め，衣るに縵彩（繒の無紋のもの）を以てし（10-229p），左右に給事せしむ。屏帳は改めて縑素を用いる。故らに樂器之弦を絕ち，塵埃を拂い去ら令めず。**上**は之を見，以為えらく聲色を好まずと，宮に還り，以て侍臣に語り，意は甚だ喜ぶ。侍臣は皆な稱慶す，是に由り之を愛すること特に諸子に異なる。
●［誰に嗣がせるべきか］**上**は密に善く相する者の**來和**をして遍く諸子を視令め，對えて曰く、
「**晉王**の眉上の雙骨は隆起す，貴きこと言う可からず。」
上は又た上儀同三司の**韋鼎**に問う。
「我が諸兒は誰か位を嗣ぐを得るや？」
對えて曰く、
「**至尊**、**皇后**は最も愛する所の者に當に之を與えるべし，臣が敢えて預り知るに非ざる也。」
上は笑いて曰く、
「卿は肯えて顯言せざる邪！」
●［晉王の廣の名声］晉王の**廣**は姿儀美しく，性は敏慧，沉深嚴重なり。學を好み，善く文を屬す。敬いて朝士に接し，禮は極めて卑屈なり。是に由りて聲名籍甚なること，諸王に冠たり。
●［獨孤皇后は勇廢嫡、廣擁立を決意］**廣**は揚州總管と為り，入朝し，將に鎮に還らんとし，宮に入りて

后に辭し，地に伏して流涕し，**后**も亦た泫然として泣下る。**廣**は曰く、
「臣の性識は愚下にして，常に平生の昆弟之意を守る，何の罪か知らず愛を東宮に失い，恆に成怒を蓄え，屠陷を加えんと欲す。毎に恐る、讒譖は投杼（曾参母子の故事）に生じ，鴆毒の杯勺（飲む器）に遇わんと，是を用（続は以て）って勤憂積念し，危亡を履まんことを懼る。」
后は忿然として曰く、
「**睨地伐**（勇の小字）は漸く耐える可からず，我は之が為に**元氏**の女を娶り，竟に夫婦の禮を以て之を待たず。專ら**阿雲**を寵し，許の如く豚犬（曹操曰く、袁本初・劉景升の兒の如きは。豚犬のみと。後遂に以て其の子を詆る語と為す）有ら使む。前に新婦は毒に遇い而して夭（夭折）す，我も亦た窮治する能わず，何が故に復た汝に於いて此くの如きの意を發する！我は在るすら尚ほ爾り，我の死後，當に汝を魚肉とする乎！毎に思う、東宮は竟に正嫡無く，**至尊**は千秋萬歲之後，遣（続無し）わして汝等兄弟をして**阿雲**の兒の前に向かいて再拜問訊せしめん，此は是れ幾許の苦痛ぞ邪！」
廣は又た拜し，嗚咽して止む能わず，**后**も亦た悲しみて自ら勝えず。是より**后**は決意し**勇**を廢して**廣**を立てんと欲す矣。
●［張衡は楊約と画策］**廣**は安州（湖北省江漢道安陸県、現・孝感市安陸市）總管の**宇文述**と素より善し，**述**を己に近づけんと欲し，奏して壽州（淮南郡、南では豫州、北では揚州。開皇九年に始めて壽州とす）刺史と為す。**廣**は尤も總管の司馬の**張衡**を親任し，**衡**は**廣**の為に宗を奪う之策を畫す。**廣**は計を**述**に問い，**述**は曰く、
「**皇太子**は愛を失いて已に久しく，令德は天下に聞かず。**大王**の仁孝は著稱し，才能は世を蓋い，數々將領を經，頻る大功（陳を平らげ、突厥を伐つ）有り。**主上**之內宮（中宮、国の諱を避けていう）と，鹹な鍾愛する所，四海之望みは，實に**大王**に歸す。然れども廢立者國家の大事なり，人の父子骨肉之間に處し，誠に未だ謀り易からざる也。然れども能く**主上**の意を移す者は，唯だ**楊素**耳，**素**が與に謀る所の者は唯だ其の弟の**約**のみ。**述**は雅より**約**を知る，請う京師に朝し，**約**と相い見，共に之を圖らん。」
廣は大いに悅び，多く金寶を繼し，**述**に資して關に入らしむ。
●［楊素も張衡・宇文述の策に乗る］**約**は時に大理少卿と為り，**素**は凡そ為す所有れば，皆な先ず**約**に籌り而る後に之を行う。**述**は**約**を請い，盛んに器玩を陳ね，之と酣暢し，因り而して共に博し，毎に陽りて勝たず，繼す所の金寶は（10-230p）盡く之を**約**に輸す。**約**の得る所は既に多く，稍く以て**述**に謝す。
述は因りて曰く、
「此れ**晉王**之賜なり，**述**をして公と歡樂を為さ令む耳。」
約は大いに驚きて曰く、
「何為れぞ爾るや？」
述は因りて**廣**の意を通じ，之を說いて曰く、
「夫れ正を守り道を履むは，固より人臣之常致なり。經に反し義に合い，亦た達者之令圖なり。古より賢人君子は，時と消息し以て禍患を避けざる莫し。公之兄弟は，功名は世を蓋い，途に當たり事を用いること年有り矣，朝臣は足下の家の屈辱する所と為る者，勝げて數う可けん哉！又た，**儲后**は欲する所行われざるを以て，毎に執政に切齒す。公は自ら**人主**に結ぶと雖も，而も公を危くせんと欲する者は固より亦た多し矣！**主上**は一旦群臣を棄てれば，公も亦た何を以て庇を取らん！今**皇太子**は愛を**皇后**に失い，**主上**は素より廢黜之心有り，此れ公の知る所也。今若し**晉王**を立てんと請うは，賢兄之口に在る耳。誠に能く此の時に因りて大功を建てれば，王は必ず永く骨髓に銘ぜん，斯れ則ち累卵之危うきを去り，太山之安きを成す也。」

約は之を然りとし，因りて以て**素**に白す。**素**は之を聞き，大いに喜び，掌を撫でて曰く、
「吾之智思は，殊えて此に及ばず，汝が予を啟くに賴らん。」
約は其の計の行われるを知り，復た**素**に謂って曰く、
「今**皇后**之言は，**上**は用いざるは無し，宜しく機會に因りて早く自ら結托すべし，則ち長く榮祿を保ち，祚を子孫に傳えん。兄が若し遲疑し，一旦變有れば，**太子**をして事を用い令めば，恐らくは禍至るに日無し矣！」
素は之に從う。
●［楊素は皇后の楊廣擁立におもねる］後數日にして，**素**は入りて宴に侍し，微かに稱す、
「**晉王**は孝悌恭儉にして，**至尊**に類する有り」
と。此を用いて**后**の意を揣る。**后**は泣きて曰く、
「公の言は是也！吾が兒は大いに孝愛なり，**至尊**及び我が內使（中使）を遣わして到ると聞く毎に，必ず境首に迎える。言は違離に及べば，未だ嘗て泣かざれば非ず。又た其の新婦も亦た大いに憐れむ可し，我は婢をして去か使むれば，常に之と寢を同じくし共食す。豈に**睨地伐**（楊勇の字、胡族名）が**阿雲**と對坐し，終日酣宴し，小人を暱近し，骨肉を疑阻するが若くならんや！我は益々**阿［麻女］**（楊廣の字）を憐れむ所以の者は，常に其の潛に之を殺さんことを恐れる。」
素は既に**后**の意を知り，因りて盛んに**太子**の不才を言う。**后**は遂に**素**に金を遣り，**上**の廢立を贊せ使む。
●［皇帝皇后は東宮を偵察させる］**勇**は頗る其の謀を知り，憂懼し，計は出ずる所無し，新豐（陝西省關中道臨潼県、現・西安市臨潼区）の人の**王輔賢**をして諸々の厭勝を造ら使む。又た後園に於いて庶人村を作り，室屋は卑陋なり，**勇**は時に中に於いて寢息し，布衣草褥，以て之に當たらんことを冀う。**上**は**勇**の自ら安ぜざるを知り，仁壽宮に在り，**楊素**をして**勇**の為す所を觀使む。**素**は東宮に至り，偃息（休息）して未だ入らず，**勇**は束帶して之を待ち，**素**は故に久しく進まず，以て**勇**を激怒させんとす。**勇**は之を銜み，言色に形わる。**素**は還りて言う、
「**勇**は怨望す，恐らくは他變有り，願わくは深く防察すべし！」
上は**素**の譖毀（人を陥れる、悪口）するを聞き，甚だ之を疑う。**后**も又た人を遣わして東宮を伺覘せしめ，纖介の事は皆な聞奏し，因りて誣飾を加え以て其の罪を成す。
●［皇太子廢嫡の決斷］**上**は遂に**勇**を疏忌し，乃ち玄武門（隋の大興宮城の正北門）より至德門（東北隅の門）に達するまで候人を量置し，以て動靜を伺い，皆な事に隨いて奏聞せしむ。又た，**(10-231p)**東宮宿衛之人は，侍官（直閤・直寢・直斉・直後・備身・直長など）以上の名籍は悉く諸衛府に屬せ令め，勇健なる者有れば鹹な之を去る。左衛率の**蘇孝慈**を出して（器幹あるので出す）淅州（河南省汝楊道淅川県の東南に治す、現・南陽市淅川県）刺史と為し，**勇**は愈々悅ばず。太史令の**袁充**は**上**に言って曰く、
「臣は天文を觀るに，**皇太子**は當に廢するべし。」
上は曰く、
「玄象（天の現象）は久しく見われる，群臣は敢えて言わざる耳。」
充は，**君正**（162 巻梁の武帝太清三年にあり）之子也。
●［東宮の幸臣姬威の密告］晉王の**廣**は又た督王府軍事の姑臧（甘粛省武威郡治所、現・武威市涼州区）の**段達**をして私に東宮の幸臣の**姬威**に賂せ令め，**太子**の動靜を伺い，**楊素**に密告せ令む。是に於いて內外は喧謗し，過失は日々聞こえる。**段達**は因りて**姬威**を脅かして曰く、
「東宮の過失は，**主上**は皆な之を知る矣。已に密詔を奉ず，定めて當に廢立すべし。君は能く之を告げれ

ば，則ち大いに富貴ならん！」
威は許諾し，即ち上書して之を告げる。
●［悶々と悩む皇帝楊堅］**秋，九月**，壬子（48-23+1=２６日），**上**は仁壽宮より至る。翌日，大興殿（開皇三年に楊堅は新都に入り、大興城と名づける。正殿を大興殿といい、宮北の苑を大興苑という）に御し，侍臣に謂って曰く、
「我は新に京師に還り，應に懽を開き歡樂せんとす。何の意か知らず翻りて邑然として愁苦す！」
吏部尚書の**牛弘**は對えて曰く、
「臣等は職に稱（かな）わず，故に**至尊**は憂勞す。」
上は既に數々譖毀を聞き，朝臣は悉く之を知らんと疑い，故に衆中に於いて問いを發し，**太子**之過ちを聞くを冀う。**弘**は對えは既に旨を失い，**上**は因りて色を作し，東宮の官屬に謂って曰く、
「仁壽宮は此を去ること遠からず，而るに我をして京師に還る毎に，嚴に仗衛を備えること，敵國に入るが如くせ令む。我は下利（泄利）を成し，衣を解きて臥せず。昨夜廁に近づかんと欲し，故に後房に在り警急有るを恐れ，還た移り前殿に就く，豈に爾の輩が我が家國（続は國家）を壞さんと欲するに非ざる邪！」
是に於いて**太子**の左庶子の**唐令則**等數人を執りて所司に付して訊鞫せしむ。**楊素**に命じて東宮の事狀を陳じ以て近臣に告げしむ。
●［楊堅は皇太子廢嫡を決意］**素**は乃ち之を顯言して曰く、
「臣は敕を奉じて京に向かい，**皇太子**をして**劉居士**（前巻 17 年にあり）の餘黨を檢校せ令む。**太子**は詔を奉じ，色を作して奮厲し，骨肉は飛騰し，臣に語りて云う、『居士の黨は盡く法に伏し，我を遣（続は無し）りて何處にか窮討せしむるや！爾は右僕射と作り，委寄輕からず，自ら之を檢校せよ，何の我が事に關わらん！』又た云う、『昔大事（禪代の時の事）遂げざれば，我は先ず誅せられん，今**天子**と作り，竟に乃ち我をして諸弟に如らざら令む，一事以上は，自ら遂げるを得ず！』因りて長歎し回視して云う、『我は大いに身妨を覺える。』音を去る（続による。音楽を止める意味なれども疑うべし、衍文なるべし。然らざれば脱文あるべし、隋書・北史にはこの二文字無し）。」
上は曰く、
「此の兒は嗣を承けるに堪えざること久し矣，**皇后**は恆に我に之を廢するを勸める。我は布衣の時に生む所にして，地復た長に居るを以て，其の漸く改まることを望み，隱忍して今に至る。**勇**は嘗て**皇后**の侍兒を指して人に謂って曰く、『是れ皆な我が物なり』。此の言は幾許ぞ異事ぞや！其の婦が初めて亡するや（元妃の薨ずる事），我は深く其の毒に遇うを疑い（10-232p），嘗て之を責め，**勇**は即ち懟（うら）みて曰く、『曾（かなら）ず**元孝矩**（元妃の父）を殺す』。此れ我を害さんと欲し而して怒りを遷す耳。**長寧**（勇の長子、長寧王 楊儼、母は雲昭訓）初めて生まれ，**朕**は**皇后**と共に抱きて之を養い，自ら彼此を懷き，連りに遣（続は無し）りて來たり（代わる代わる人を遣わして来させる）索（もと）めしむ。且つ**雲定興**（雲昭訓の父）の女は，外に在りて私合し而して生む，此の由來を想うに，何ぞ必ずしも是れ其の體胤ならん！昔晉の**太子**は屠家（83 巻晉恵帝元康九年にあり）の女を取（めと）り，其の兒は即ち屠割を好む。今倘（も）し非類ならば，便ち宗祏を亂さん。我は德の**堯**、**舜**（朱均の不肖を知り、付するに天下を以てせず）に慚じると雖も，終に萬姓を以て肖の子に付せず！我は恆に其の加害を畏れるは，大敵を防ぐが如し。今之を廢して以て天下を安んぜんと欲す！」
●［元旻の諫言も、遂に勇を拘束］左衛大將軍の五原（豐州）公の**元旻**は諫めて曰く、
「廢立は大事なり，詔旨若し行えば，後悔は及ぶ無し。讒言極まり罔（な）し，惟だ**陛下**は之を察すべし。」
上は應えず，**姬威**に命じて悉く**太子**の罪惡を陳べしむ。**威**は對えて曰く、
「**太子**は由來臣と語り，唯だ意は驕奢に在り，且つ云う、『若し諫める者有れば，正に當に之を斬るべし，

百許りの人を殺さずして，自然に永く息まん』。台殿を營起し，四時輟せず。前に**蘇孝慈**が左衛率を解かれ，**太子**は髯を奮い肘を揚げて曰く、『大丈夫は會ず當に一日有るべし，終に之を忘れず，決して當に意を快くすべ』。又た宮内須める所は，尚書は多く法を執りて與えざれば，輒ち怒りて曰く、『僕射以下，吾は會ず一二人を戮し，我を慢る之禍いを知ら使めん』。毎に云う、『**至尊**は我が側庶多きを惡み，**高緯**、**陳叔寶**は豈に孽子(庶子)ならん乎！』。(高緯、陳叔寶は嫡出なるも国を滅ぼす) 嘗て師姥（巫媼）をして吉凶を卜せ令め，臣に語りて云う、『**至尊**は忌十八年に在り，此の期は促れり矣』。」

上は泫然として曰く、

「誰か父母の生むに非ず，乃ち此に至る！**朕**は近ごろ《齊書》(王邵の『北斉志』百巻) を覽，**高歡**が其の兒子を縦にするを見，忿憤に勝えず，安んぞ尤めに傚う可けん邪！」

是に於いて**勇**及び諸子を禁じ，部分して其の黨與を収めしむ。**楊素**は文を舞わし巧みに詆り，鍛煉して以て其の獄を成す。

●<u>［元旻・裴弘を下獄］</u>居ること數日にして，有司は**素**の意を承けて，奏す、

「**元旻**は常に曲げて**勇**に事え，情は附托に存す，仁壽宮に在るや，**勇**は親する所の**裴弘**をして書を以て**旻**に與え使め，題して云う、『人をして見令む勿かれ』」。

上は曰く、

「**朕**は仁壽宮に在り，纖介の事有れば，東宮は必ず知り，驛馬よりも疾く，之を怪しむこと甚だ久しく，豈に此の徒に非ず邪！」

武士を遣わして**旻**を仗（左衛仗）に執らしむ。右衛大將軍の**元胄**は時に下直に當たり，去らず，因りて奏して曰く、

「臣は向に下直せざる者は，**元旻**を防ぐ為なる耳。」

上は**旻**及び**裴弘**を以て獄に付す。

●<u>［楊勇は罪を認めず］</u>是より先，**勇**は老枯槐を見，問う、

「此れ何の用に堪えるや？」

或は對えて曰く、

「古槐は尤も火を取るに宜し。」

時に衛士は皆な火燧（火を取る木）を佩び，**勇**は工に命じて數千枚を造らしめ**(10-233p)**，以て左右に分賜せんと欲す。是に至りて，庫に獲たり。又た藥藏局（隋志に東宮門下坊は司経・宮門・内直・典膳・薬藏・斉師の六局を統べる）に艾（もぐさ）數斛を貯え，之を索めて得，大いに以て怪と為し，以て**姫威**に問い，**威**は曰く、

「**太子**の此の意は別に在る所有り，**至尊**は仁壽宮に在り，**太子**は常に馬千匹を飼い，云う、『徑ちに往きて城門を守れば，自然に餓死せん。』」

素は**威**の言を以て**勇**を詰り，**勇**は服さず，曰く、

「竊に聞く公の家には馬數萬匹ありと，**勇**は忝くも**太子**に備わり，馬千匹，乃ち是れ反ならん乎！」

素は又た東宮の服玩を發き，琱飾を加えるに似たる者は，悉く之を庭に陳ね，以て文武の群官に示し，**太子**之罪と為す。**上**及び**皇后**は迭いに使いを遣わして**勇**を責問し，**勇**は服さず。

●<u>［皇太子を廃して庶人に落とす］</u>**冬，十月**，乙丑（1+60-53+1=９日），**上**は人をして**勇**を召さ使め，**勇**は使者を見，驚いて曰く、

「我を殺す無きを得ん邪？」

上は戎服して兵を陳ね，武德殿（延恩殿の西）に御し，百官を集め東面に立ち，諸親（屬籍の宗親）は西面に立

ち，**勇**及び諸子を引いて殿庭に列ね，内史侍郎の**薛道衡**に命じて詔を宣せしめ，**勇**及び其の男、女の王、公主と為る者を廃して，並せて庶人と為す。**勇**は再拝して言って曰く、
「臣は當に屍を都市に伏し，將來の鑒戒と為る。幸いにも哀憐を蒙り，性命を全くするを得たり！」
言い畢わり，泣下りて襟に流れ，既に而して舞蹈し而して去り，左右は閔默（哀れと思うも表わさず）せざるは莫し。長寧王の**儼**は上表して宿衛するを乞い，辭情哀切なり。**上**は之を覽て閔然たり。**楊素**は進みて曰く、
「伏して望むらくは聖心手を螫すに同じくせんことを，宜しく復た意を留めるべからず。」
●［楊勇一党の誅殺、楊素の功績］己巳（5+60-53+1=１３日），詔す、
「**元旻**、**唐令則**及び**太子**の家令（刑法・食膳・倉庫・什物・奴婢の事を掌る）の**鄒文騰**、左衛率（隋は左右衛率に長史・司馬あり）の司馬の**夏侯福**、典膳監（監・丞各々二人を置き、門下坊に属す）の**元淹**、前吏部侍郎の**蕭子寶**、前主璽下士（北周の官）の**何竦**は並びて斬に處し，妻妾子孫は皆な官に沒す。車騎將軍の榆林の**閻毘**（盛楽の人、東宮に宿衛す）、東郡公の**崔君綽**、游騎尉（開皇六年に武騎・屯騎・驍騎・游騎・飛騎・雲騎・羽騎の八尉を置く。その品は正六品以下、從九品以上）の**沈福寶**、瀛州（直隷省津海道河間県に治す、現・滄州市河間市）の術士の**章仇太翼**は，特に死を免れ，各々杖一百，身及び妻子、資財、田宅は皆な官に沒す。副作大匠の**高龍叉**、率更令（東宮の伎楽漏刻を掌る）の**晉文建**、通直散騎侍郎（隋では東宮にも散騎侍郎あり）の**元衡**は皆な盡に處す（自決させる）。」
是に於いて群官を廣陽門外に集め，宣詔して之を戮す。乃ち**勇**を内史省に移し，五品の料食を給す。**楊素**に物三千段を賜わり，**元胄**、**楊約**は並びて千段，**勇**を鞫する之功を賞する也。
●文林郎の**楊孝政**は上書して諫めて曰く、
「**皇太子**は小人の誤る所と為る，宜しく訓誨を加えるべし，宜しく廢黜するべからず。」
上は怒り，其の胸を撻つ。
●［守役の裴政と劉行本］初め，**雲昭訓**の父の**定興**は，東宮に出入して節無く，數々奇服異器を進め以て悦媚を求める。左庶子（門下坊を領す）の**裴政**（続による、裴×）は屢々諫めるも，**勇**は聽かず。**政**は**定興**に謂って曰く、
「公の為す所は法度に合わず。又た，**元妃**は暴（にわか）に薨じ，道路は籍籍たり，此れ**太子**に於いては(10-234p)，令名に非ざる也。公は宜しく自ら引退すべし，然らざれば，將に禍及ばん。」
定興は以て**勇**に告げ，**勇**は益々**政**を疏んじ，是に由りて出して襄州（湖北省襄陽充ち襄陽県、現・襄陽市襄城区）總管と為す。**唐令則**は**勇**の暱狎（昵懇）する所と為り，毎に弦歌を以て内人に教え令む。右庶子（典書坊を領す）の**劉行本**は之を責めて曰く、
「庶子は當に**太子**を輔けるに正道を以てすべし，何ぞ媚を房帷之間に取る有らん哉！」
令則は甚だ慚じ而して改める能わず。時に沛國の**劉臻**、平原の**明克讓**、魏郡（相州）の**陸爽**は，並びて文學を以て**勇**の親しむ所と為る。**行本**は其の調護する能わざるを怒り，毎に三人に謂って曰く、
「卿等は正（続は止）に書を讀むを解する耳！」
夏侯福は嘗て閤内に置いて**勇**と戯れ，**福**は大いに笑い，聲は外に聞こえる。**行本**は之を聞き，其の出でるを待ち，之を數（せ）めて曰く、
「**殿下**は寛容なり，汝に顔色を賜わる。汝は何物の小人ぞや，敢えて褻慢（慣れ侮る）を為す！」
因りて執法者に付して之を治す。數日にして，**勇**は**福**の為に請いを致し，乃ち之を釋す。**勇**は嘗て良馬を得，**行本**をして乗ら令め而して之を觀んと欲し，**行本**は色を正して曰く、
「**至尊**は臣を庶子に置き，**殿下**を輔導せ令めんと欲す，**殿下**の為に弄臣と作すに非ざる也。」
勇は慚く而して止む。**勇**の敗れるに及び，二人は已に卒し，**上**は歎じて曰く、

「向に**裴政**、**劉行本**をして在ら使めば，**勇**は此に至らず。」

●［皇太子は中人なり、李綱登用］**勇**は嘗て宮臣（左右庶子）を宴し，**唐令則**は自ら琵琶を彈じ，《嫵媚娘》を歌う。洗馬（隋の制では門下坊司経局に洗馬四人を置く）の**李綱**は起ちて**勇**に白して曰く、

「**令則**は身は宮卿と為り，職は調護（漢の高帝は四皓に謂って曰く、公が卒に太子を調護するを煩わすと）に當たる。乃ち廣座に於いて自ら倡優（俳優）に比し，淫聲を進め，視聽を穢す。事若し**上**が聞けば，**令則**の罪は測られざる在り，豈に**殿下**之累と為らざらん邪！臣は請う速に其の罪を治せん！」

勇は曰く、

「我が樂しみを為さんと欲す耳，君は事を多くする勿かれ！」

綱は遂に趨り出る。**勇**の廢せられるに及び，**上**は東宮の官屬を召して之を切責し，皆な惶懼して敢えて對える者無し。**綱**は獨り曰く、

「廢立は大事なり，今文武の大臣は皆な其の可からざるを知る，而るに肯えて言を發する莫し，臣は何ぞ敢えて死を畏れ，一たび**陛下**の為に別白して之を言わざらん乎！**太子**は性は本は中人なり，與に善を為す可く，與に惡を為す可し。向に**陛下**をして正人を擇びて之を輔け使めば，以て鴻基を嗣守するに足りん。今乃ち**唐令則**を以て左庶子と為し，**鄒文騰**を家令と為す。二人は唯だ弦歌鷹犬を以て**太子**を娛悅するを知るのみ，安んぞ是に至らざるを得ん邪！此れ乃ち**陛下**之過ちなり，**太子**之罪に非ざる也。」

因りて地に伏して流涕嗚咽す。**上**は慘然とすること良く久しく曰く、

「**李綱**は我を責めるは，理無しと為すに非ず，然れども徒だ其の一を知るのみ，未だ其の二を知らず。我は汝を擇びて宮臣と為し，而るに**勇**は親任せず，更に正人を得ると雖も，何ぞ益せん哉！」

對えて曰く、

「臣が親任せられざる所以の者は，良（まこと）に奸臣が側に在るに由るが故也。**陛下**は但だ**令則**、**文騰**を斬り，更に賢才を選び以て**太子**を輔けしめば，（10-235p）安んぞ臣之終に疏棄せられるを知らん也！古より塚嫡を廢立し，傾危せざるは鮮（すくな）し，願わくは**陛下**は深く聖思を留め，後悔を貽（のこ）す無かれ。」

上は悅ばず，朝を罷め，左右は皆な之が為に股慄す。會々尚書右丞は缺け，有司は人を請い，**上**は**綱**を指して曰く、

「此れ佳右丞也！」

即ち之を用いる。

【楊廣は皇太子となる】

●［楊素は史萬歲を讒言］太平公の**史萬歲**は大斤山より還り，**楊素**は其の功を害し，**上**に言って曰く、

「突厥は本降り，初めより寇を為さず，塞上に來たりて畜牧する耳。」

遂に之を寢む。**萬歲**は數々抗表して陳狀し，**上**は未だ之を悟らず。**上**は**太子**を廢し，方に東宮の黨與を窮める。**上**は**萬歲**の所在を問い，**萬歲**は實は朝堂に在り，**楊素**は曰く、

「**萬歲**は東宮に謁す矣！」

以て**上**を激怒さす。**上**は信に然りと謂（おも）為い，**萬歲**を召さ令む。時に將いる所の士（続は將士）は朝堂に在り、冤と稱する者は數百人，**萬歲**は之に謂って曰く、

「吾は今日汝が為に**上**に極言す，事は當に決すべし矣。」

既に**上**を見，言う、

「將士に功有り，朝廷の抑える所と為る！」

詞氣憤厲なり。**上**は大いに怒り，左右をして之を［扌暴］殺（撲殺）せ令む。既に而して之を追い，及ばず，因りて下詔して其の罪狀を陳じ，天下は共に之を冤として惜しむ。

●［楊廣を皇太子となす］十一月，戊子（24-22+1=３日），晉王の**廣**を立てて**皇太子**と為す。天下に地震あり，**太子**は請う、

「章服を降し，宮官は臣と稱せず。」

十二月，戊午（54-52+1=３日），詔して之に從う。**宇文述**を以て左衛率と為す。始め，**太子**之宗を奪わんと謀る也，洪州總管（隋志に豫章郡に陳を平らげて置くと）の**郭衍**は焉を預り，是に由りて**衍**を征して左監門率（隋志に東宮に左右監門率を置き、門禁を詰るを掌る）と為す。

●［勇は精神錯乱とされる］**帝**は故の**太子**の**勇**を東宮に囚え，**太子**の**廣**に付して之を掌らしむ。**勇**は自ら廢せられることは其の罪に非ざるを以て，頻りに**上**に見えて冤を申べるを請い，而るに**廣**は之を遏めて聞するを得ず。**勇**は是に於いて樹に升りて大いに叫び，聲は**帝**の所に聞こえ，引見するを得んことを冀う。**楊素**は因りて言う、

「**勇**の情志は昏亂し，癲鬼（狂病して死す者）の著く所と為る，復た收める可からず。」

帝は以て然りと為し，卒に見えるを得ず。

●［房彥謙は隋の乱れるを予測］初め，**帝**之陳に克つ也，天下は皆な以て將に太平為らんとす，監察御史（隋は 12 人置く）の**房彥謙**は私に所親に謂って曰く、

「**主上**は忌刻に而して苛酷なり，**太子**は卑弱なり，諸王（秦・晉・蜀）は權を擅にし，天下は安ずると雖も，方に危亂を憂う。」

其の子の**玄齡**も亦た密に**彥謙**に言って曰く、

「**主上**は本より功德無く，詐りを以て天下を取る，諸子は皆な驕奢にして仁あらず，必ず自ら相い誅夷せん，今は承平と雖も，其の亡びるは足を翹げて待つ可し。」

彥謙は，**法壽**（132 巻宋の太宗泰始三年にあり）之玄孫也。

●［房玄齡・杜如晦の才能を見抜く］**玄齡**は**杜果**（周隋に名あり）之兄の孫の**如晦**と皆な選（吏部）に預り，吏部侍郎の**高孝基**は人を知るに名あり，**玄齡**を見，歎じて曰く、

「僕は人を閲すること多し矣，未だ此の郎の如き者を見ず，異日必ず偉器と為る，其の大成を見ざるを恨む耳！」

如晦を見，謂って曰く、

「君は變に應じる之才有り，必ず棟樑之重きに任ぜん。」

俱に子孫を以て之に托す。**(10-236p)**

●［皇帝は仏道鬼神を信じる］**帝**は晩年深く佛道鬼神を信じ，辛巳（17+60-52+1=２６日），始めて詔す、

「佛及び天尊（道教の神）、岳（五岳）、鎮（周官職方氏に、揚州は其の山鎮は会稽、荊州は衡山、豫州は華山、青州は沂山、兗州は岱山、雍州は嶽山、幽州は醫無閭、幷州は恆山、冀州は霍山。開皇１４年に詔して、東鎮は沂山、南鎮は会稽、北鎮は醫無閭山、冀州鎮は霍山とし、並びて山に就きて祠を立てる）、海（東海は会稽県界、南海は鎮南の海近くに祠を立てる）、瀆（江・河・淮・済）の神像を盜毀する者有れば，道を以て論じる。沙門の佛像を毀し，道士の天尊像を毀す者は，惡逆を以て論ず。」

●［蔡王の智積の深慮］是の歲，同州（馮翊郡に北魏は華州を置き、西魏は同州に改める、陝西省關中道大荔県、現・渭南市大荔県）刺史の蔡王の**智積**を征して入朝せしむ。**智積**は，**帝**之弟（楊整）の子也。性は修謹にして，門に私謁

無く，自ら奉じて簡素なり，**帝**は甚だ之を憐れむ。**智積**は五男有り，止だ《論語》、《孝經》（続は無し）を教讀し，賓客に交通せ令めず。或は其の故を問い，**智積**は曰く、

「卿は我を知る者に非ず！」

其の意は蓋し諸子が才能有りて以て禍を致すを恐れる也。

●［王伽と李參を楊堅は絶賛］齊州（齊郡）行參軍（諸曹行參軍の下、典箋の上に在り）の章武（郡、直隷省津海道滄県東北 80 里、現・滄州市滄県）の**王伽**は流囚の**李參**等七十餘人を送りて京師に詣らんとし，行きて滎陽（県、鄭州に属す、河南省開封道滎陽県、現・鄭州市滎陽市）に至り，其の辛苦を哀れみ，悉く呼びて謂って曰く、

「卿の輩は自ら國刑を犯し，身は縲紲に嬰るは，固より其の職也。重ねて援卒（援送の卒）を勞す，豈に心に愧じん哉！」

參等は辭謝す。**伽**は乃ち悉く其の枷鎖を脫し，援卒を停め，與に約して曰く、

「某日當に京師に至る，如し前卻（或は前み、或は卻き、期の如くなる能わざる也）を致せば，吾は當に汝が為に死を受けるべし。」

遂に之を捨て而して去る。流人は感悅し，期の如く而して至り，一に離叛無し。**上**は聞き而して驚異し，召し見て與に語り，善しと稱し之久しくす。是に於いて悉く流人を召し，妻子を攜負して俱に入ら令め，宴を殿庭に賜わり而して之を赦す。因りて下詔して曰く、

「凡そ有生に在り，靈を含み性を稟けるものは，咸な善惡を知り，並びて是非を識る。若し臨むに至誠を以てし，明かに勸導を加えれば，則ち俗は必ず化に從い，人は皆な善に遷らん。往に海內は亂離し，德教廢絕するを以て，吏は慈愛之心無く，民は奸詐之意を懷く。**朕**は聖法に遵い，德を以て民を化するを思い，而して**伽**は深く**朕**の意を識り，誠心宣導し，**參**等は感悟し，自ら憲司に赴く。明らかに是れ率土之人，教え難しと為すに非ず。若し官をして盡く**王伽**之儔にし，民は皆な**李參**之輩となさ使めば，刑厝きて用いず，其の何ぞ遠からん哉！」

乃ち**伽**を擢んでて雍令（雍県は岐州の治所、陝西省關中道鳳翔県の南、現・宝鶏市鳳翔区）と為す。

●［袁充の天文觀測が民を苦しめる］太史令の**袁充**は表して稱す、

「隋は興こりて已後，晝日は漸く長し，開皇元年，冬至之景は長さ一丈二尺七寸二分なり。爾りしより漸く短く，十七年に至りて，舊より三寸七分短かし。日は極（北極）を去ること近ければ則ち景（影）は短く而して日は長し。極を去ること遠ければ則ち景は長く而して日は短し。(10-237p) 內道を行けば則ち極を去ること近く，外道を行けば則ち極を去ること遠し。謹んで《元命包》（六緯の書に春秋元命包あり）を按ずるに云う、『日月は內道に出，璇璣（天文を正すの器）は其の常を得る』。《京房別對》は曰く、『太平には，日は上道を行く。昇平には，次道を行く。霸代には，下道を行く』。伏して惟うに大隋は運を啟き，**上**は乾元（万物を造り出す、天の理）を感じ，景は短く日長く，振古（古より）有ること希なり。」

上は朝に臨み，百官に謂って曰く、

「景（一本には日）長き之慶は，天之祐け也。今**太子**は新たに立ち，當に須く改元すべし，宜しく日長き之意を取り以て年號と為さん。」

是の後、百工は役を作すに，並びに程課（一定量の作業、割り当て）を加える，日長きを以ての故也。丁匠は之に苦しむ。（袁充は天を誣いて以て民を病ましむ）

高祖文皇帝中仁壽元年（辛酉，６０１年）

●**春，正月**，乙酉（21-21+1=１日）朔，天下に赦し，改元す。
●尚書右僕射の**楊素**を以て左僕射と為し，納言の**蘇威**を右僕射と為す。
●丁酉（33-21+1=１３日），河南王の**昭**を徙して晉王と為す。
突厥●突厥の**步迦可汗**は塞を犯し，代州（山西省雁門道代県、現・忻州市代県）總管の**韓弘**を恆安に敗る。
●晉王の**昭**を以て內史令と為す。
●**二月**，乙卯（51-51+1=１日）朔，日之を食する有り。
突厥●**夏，五月**，己丑（26-19+1=８日），突厥の男女九萬口は來降す。
●**六月**，乙卯（51-49+1=３日），十六使を遣わして風俗を巡省せしむ。
●［天下の学校の整理］乙丑（1+60-49+1=１３日），詔して天下の學校の生徒は多く而るに精(くわ)しからざるを以て，唯だ國子學生七十人を簡び留め，太學、四門及び州縣の學は並びて廢す。前殿內將軍（殿中将軍、隋は諱を避ける、左右衛に属す）の河間（瀛州、直隷省津海道河間県、現・滄州市河間市）の**劉炫**は上表して切諫するも，聽かず。**秋，七月**，戊戌（34-18+1=１７日），國子學を改めて太學と為す。（漢は大学を立て、晉の武帝は國子学を立てる。後に國子・大学各々博士を置き以て制度に授ける。北魏太和２０年に四門に學を置き、四門博士を立てる。漢以来郡に文学あり。隋は郡県に皆博士を置く）
●［符瑞の偽造多し］初め，**帝**は周の禪を受け，民心の未だ服せざるを恐れ，故に多く符瑞を稱して以て之を耀かす，其の偽造し而して獻ずる者は，勝げて計える可からず。**冬，十一月**，己丑（25-16+1=１０日），南郊に事有り，封禪の禮の如し，板文に備(つぶさ)に前後の符瑞を述べ以て報謝すると雲う。

●［衛文昇は山獠を討伐］山獠は亂を作り，衛尉少卿の洛陽の**衛文昇**を以て資州（洛州資陽郡に西魏は置く、盤石に治す。四川省永寧道資中県、現・内江市資中県）刺史と為し之を鎮撫せしむ。**文昇**の名は**玄**，字を以て行う。初めて官に到り，獠は方に大牢鎮（開皇 13 年に置く。四川省建昌道榮県の西南 150 里、現・自貢市栄県）を攻めんとし，**文昇**は單騎にして其の營に造り，謂って曰く、
「我は是れ刺史なり，**天子**の詔を銜(ふく)み，汝等を安養す，驚懼する勿かれ也！」
群獠は敢えて動く莫し。是に於いて說くに利害を以てし，渠帥は感悅し，(10-238p) 兵を解き而して去り，前後歸附する者は十餘萬口。**帝**は大いに悅び，縑二千匹を賜わる。壬辰（28-16+1=１３日），**文昇**を以て遂州（隋志に遂寧郡。北周は遂州を置く。四川省嘉陵道遂寧県、現・德陽市旌陽区）總管と為す。
●［潮成五州の乱の討伐］潮（隋志に梁は東揚州を置く。後に瀛州という。陳を平らげて潮州を置く。広東省潮循道潮安県、現・潮州市潮安区）、成（蒼梧郡に梁は成州を置く。隋は封州と改める。広東省粤海道封川県、現・肇慶市封開県）等五州の獠は反し，高州（高涼郡に高州を置く。広東省高雷道茂名県東北 40 里、現・茂名市茂南区）の酋長の**馮盎**は馳せて京師に詣り，之を討つを請う。**帝**は**楊素**に敕して**盎**と賊の形勢を論ぜしめ，**素**は歎じて曰く、
「意わず蠻夷の中に是くの如き人有りとは！」
即ち**盎**を遣わし江（江南）、嶺（嶺南）の兵を發して之を擊たしむ。事は平らぎ，**盎**を漢陽太守に除す。
●詔して**楊素**を以て雲州（隋志に、定襄郡に開皇五年に雲州総管府を置き、大利に治すと。大利は山西省雁門道平魯県の西北、現・朔州市平魯区）道行軍元帥と為し，**長孫晟**を受降使者と為し，**啟民可汗**を挾みて北に**步迦**を擊たしむ。

高祖文皇帝中仁壽二年（壬戌，６０２年）

●**春，三月**，己亥（35-15+1=２１日），**上**は仁壽宮に幸す。

突厥●［隋は突厥撃破］突厥の**思力俟斤**等は南に河を渡り，**啟民**の男女六千口、雑畜二十餘萬を掠し而して去る。**楊素**は諸軍を帥いて追撃し，轉戦すること六十餘里，大いに之を破り，突厥は北に走る。**素**は復た進みて追い，夜，之に及び，其の越逸するを恐れ，其の騎をして稍(やや)後れ令め，親ら兩騎並びに降る突厥の二人を引き虜と並び行き，虜は之を覺らず。其の頓捨未だ定まらざるを候(うかが)い，後騎を趣(うなが)して掩撃し，大いに之を破り，悉く人畜を得て以て**啟民**に歸す。是より突厥は遠く遁れ，磧南は復た寇抄無し。**素**は功を以て子の**玄感**を柱國に進め，**玄縦**に爵の淮南公（郡公）を賜わる。

●［柳述への忠告］兵部尚書の**柳述**は，**慶**（161 巻梁の武帝太清二年にあり）之孫也，**蘭陵公主**に尚し，寵を怙(たの)み氣を使い，**楊素**之屬より皆な之に下る。**帝**は符璽（符璽局は門下省に属す）直長（四人あり）の萬年（京兆に属す、陝西省關中道臨潼県の東北 50 里、現・西安市臨潼区）の**韋雲起**に問う、

「外間に不便の事有れば，之を言う可し。」

述は時に側に侍し，**雲起**は奏して曰く、

「**柳述**は驕豪にして，未だ嘗て事を經ず，兵機の要重は，其の堪える所に非ず。徒らに主婿を以て，遂に要職に居る。臣は恐る物議は**陛下**は『官は賢を擇ばず，專ら愛する所に私す』と以為わん，斯れ亦た不便之大なる者なり。」

帝は甚だ其の言を然りとし，顧みて**述**に謂って曰く、

「**雲起**之言は，汝の藥石也，之を師友とす可し。」

秋，七月，丙戌（22-13+1=１０日），内外の官に詔して各々知る所を舉げしむ。**柳述**は**雲起**を舉げ，通事舍人（曹魏は中書通事一人を置く、案草を呈奏るを掌る。正始中に改めて通事舍人と為し、中書省に属す。隋は改めて内史省と為す）に除す。

【蜀王の秀の改易】

●［蜀王の秀の統治を分割す］益州總管の蜀王の**秀**は，容貌は瑰偉にして，膽氣有り，武藝を好む。**帝**は毎に**獨孤后**に謂って曰く、

「**秀**は必ず惡を以て終わる，我在れば當に慮ること無し，兄弟に至りては，**(10-239p)** 必ず反せん矣。」

大將軍の**劉嵓之**の西爨を討つ也（爨翫が再び反す時），**帝**は上開府儀同三司の**楊武通**をして兵を將いて繼ぎて進ま令む。**秀**は嬖人の**萬智光**を以て**武通**の行軍司馬と為す。**帝**は**秀**の任ずること其の人に非ざるを以て，之を譴責し，因りて群臣に謂って曰く、

「我が法を壞す者は，子孫也。譬えば猛虎の如し，物は害する能わず，反りて毛間の蟲の損食する所と為る耳。」

遂に**秀**の統べる所を分ける。

●長史の**元巖**の卒する（隋書元巖傳には開皇 13 年）より後，**秀**は漸く奢僭なり，渾天儀を造り，多く山獠を捕えて宦者に充て，車馬被服は，乘輿に擬す。

●［朝廷は楊秀を改易］**太子**の**勇**の讒を以て廢せられ，晉王の**廣**が**太子**と為るに及び，**秀**の意は甚だ平らかならず。**太子**は**秀**が終に後患と為るを恐れ，陰に**楊素**をして其の罪を求め而して之を譖せ令む。**上**は遂に**秀**を征し，**秀**は猶豫し，病いと謝して行かざらんと欲す。總管の司馬の**源師**（北齊の源文宗の子、既に老す）は諫め，**秀**は色を作して曰く、

「此れ自ら我が家事なり，何ぞ卿に預からん也！」

師は涕を垂れて對えて曰く、

「**師**は忝くも府幕に參し，敢えて心を盡くさざらんや！**聖上**は敕有りて王を追い，以て時月を淹しくす，今乃ち遷延して未だ去らず。百姓は王の心を識らず，倘し異議を生じ，內外は疑駭し，雷霆之詔を發し，一介之使を降せば，王は何を以て自ら明かにせん？願わくは王は之を熟計せよ！」

朝廷は**秀**が變を生じんことを恐れ，戊子（24-13+1=１２日），原州（平涼郡に置く、甘肅省涇原道固原県治、現・臨夏回族自治区固原市原州区）總管の**獨孤楷**を以て益州總管と為し，傳を馳せて之を代らしむ。**楷**は至り，**秀**は猶ほ未だ肯えて行かず。**楷**は諷諭すること之れ久しく，乃ち路に就く。**楷**は**秀**が悔いる色有るを察し，因りて兵を勒して備えを為す。**秀**は行くこと四十餘里，將に還りて**楷**を襲わんとし，備え有るを覘い知り，乃ち止む。

【獨孤后の死】

●<u>［獨孤氏は崩じ太子は哀慟のふり］</u>**八月**，甲子（60-42+1=１９日），**皇后**の**獨孤氏**は崩ず。**太子**は**上**及び宮人に對して哀慟して氣を絕ち，喪に勝えざる者の若し。其の私室に處るや，飮食言笑は平常の如し。又た，毎朝二溢の米を進め令め，而るに私に外に肥肉脯（乾し肉）鮓（藏貯魚肉）を取ら令め，竹桶中に置き，蠟を以て口を閉じ，衣袱（続は衣［人業］）に裹み而して之を納れる。

●<u>［皇后は妙善菩薩］</u>著作郎の**王劭**は上言す、

「佛說に、『人は應に天上に生じ、及び無量壽國（阿弥陀仏の浄土）に生じる之時は，天佛は大光明を放ち，香花妓樂を以て來迎す』と。伏して惟うに**大行皇后**の福善禎符は，諸々の秘記に備わり，皆な是れ妙善菩薩と雲う。臣は謹んで案ずるに八月二十二日，仁壽宮內は再び金銀花を雨らす。二十三日，大寶殿（仁壽宮中の寢殿）の後ろに夜神光有り。二十四日の卯の時，永安宮の北に自然の種種の音樂有り，虛空に震滿す。夜五更に至り，奄然として寐ねるが如く，遂に即ち升遐す，經文の說く所と，事は皆な符驗す。」

上は之を覽て悲喜す。

●**九月**，丙戌（22-12+1=１１日），**上**は仁壽宮より至る。

●**冬，十月**，癸丑（49-41+1=９日），工部尚書の**楊達**を以て納言と為す。**達**は，**雄**之弟也。

●**閏月**，甲申（20-11+1=１０日），**楊素**、**蘇威**に詔して吏部尚書の**牛弘**等と五禮を修定せしむ。（吉凶軍賓嘉なり）**(10-240p)**

●<u>［蕭吉は隋の滅亡予測］</u>**上**は上儀同三司の**蕭吉**をして**皇后**の為に葬地を擇ば令め，吉處を得，云わく、

「年をトすこと二千，世をトすること二百。」

上は曰く、

「吉凶は人に由り，地に在らず。**高緯**は父を葬るに，豈にトせざらん乎！俄に而して國亡ぶ。正に我が家の墓田の如き，若し不吉と雲えば，**朕**は當に**天子**と為るべからず；。若し不凶と雲えば，我が弟（楊整は北周の武帝に従いて齊を伐ち、幷州に至り力戰して死す）は當に戰沒すべからず。」

然るに竟に**吉**の言に從う。**吉**は退き，族人の**蕭平仲**に告げて曰く、

「**皇太子**は**宇文左率**（宇文述は左衛率）を遣わして深く余に謝して云う、『公は前に我を稱して當に**太子**に為るべし，竟に其の驗有り，終に忘れざる也。今山陵をトし，務めて我をして早く立た令むべし。我立つ之後，當に富貴を以て相い報ゆるべし』。吾は之に語りて、『後四載，**太子**は天下を御せん』。若し**太子**が政を得れば，隋は其れ亡びん乎！吾は前に紿きて云う、『年をトすること二千』と者，三十の字也。『世をトするに二百』と者，世を取ること二傳也。汝は其れ之を識れよ！」

●<u>［獨孤皇后を葬す］</u>壬寅（38-11+1=２８日），**文獻皇后**を太陵に葬す。詔して以わく、

「**楊素**は葬事を經營し，勤めて吉地を求める，**素**の此の心を論じるに，事は極めて誠孝なり，豈に夫(か)の戎を平らげ寇を定めると、其の功業を比せんや！別に一子を義康公（郡公、隋志に、高涼郡杜原県に旧宋康郡あり、陳を平らげ改めて義康郡という。広東省高雷道陽江県西 120 里、現・陽江市陽春市），邑萬戸に封じる可し。」
並せて田三十頃，絹萬段，米萬石を賜わり，金珠綾錦は是に稱(かな)う。

●［蜀王秀を市に斬らんとす］蜀王の**秀**は長安に至り，**上**は之を見，與に語らず。明くる日，使を使わして切に之を讓めしむ。**秀**は謝罪し，**太子**諸王は流涕して庭謝す。上は曰く、
「頃者(ちかごろ)**秦王**は財物を糜費し，我は父道を以て之を訓(おし)える。今**秀**は生民を蠹害す，當に君道を以て之を繩せん。」
是に於いて執法者に付す。開府儀同三司の**慶整**は諫めて曰く、
「庶人の**勇**は既に廢せられ，**秦王**が已に薨ず，**陛下**の見子は多く無し，何ぞ是の如く至る！蜀王の性は甚だ耿介なり，今重責を被る，恐らくは自ら全くせざらん。」
上は大いに怒り，其の舌を斷たんと欲し，因りて群臣に謂って曰く、
「當に**秀**を市に於いて斬り以て百姓に謝せん。」
乃ち**楊素**等をして之を推治せ令む。
●［楊秀を庶人に落とす］**太子**は陰に偶人を作り，手を縛し心に釘うち，枷鎖杻械し，**上**及び漢王の姓名を書し，仍って云う、
「請う西嶽の慈父聖母、神兵をもて**楊堅**、**楊諒**の神魂を収め，此の形狀の如く，散蕩せ令むる勿かれ。」
密に之を華山の下に埋め，**楊素**は之を發く。又た雲う、
「**秀**は妄りに圖讖を述べ，京師の妖異を稱し，蜀地の征祥（続は徴神）を造る。」
と、並せて檄文を作り，云う、
「期を指して罪を問う」
と，**秀**の集（文集）中に置き，俱に以て聞奏す。**上**は曰く、
「天下は寧(なん)ぞ是れ有らん邪！」
十二月，癸巳（29-10+1=２０日），**秀**を廢して庶人と為し，之を内侍省に幽し，妻子と相い見るを聽さず，唯だ獠婢二人を給して（続によると一本にあり）驅使し，連坐する者は百餘人。**秀**は上表して摧謝して曰く、
「伏して願わくは慈恩，矜愍を賜垂せん，殘息未だ盡きざる之間，希(ねが)わくは**瓜子**と相い見んことを。請う一穴を賜い，骸骨をして所有ら令めん。」
瓜子は，其の愛子也。**上**は因りて下詔して其の十罪を數め，且つ曰く、
「我は今**楊堅**、**楊諒**は是れ汝の何親かを知らず？」(10-241p)
後乃ち其の子と同じく處るを聽す。

【楊素の専横】

●［楊素は柳彧に報復］初め，**楊素**は嘗て少譴を以て敕して南台（御史台）に送られ，治書侍御史の**柳彧**に命じて之を治せしむ。**素**は貴を恃み，**彧**の床に坐し。**彧**は外より來たりて之を見，階下に於いて笏を端(だたん)しくして容を整えて**素**に謂って曰く、
「敕を奉じて公之罪を治す！」
素は遽に下る。**彧**は案に據り而して坐し，**素**を庭に立たしめ，事狀を辨詰す。**素**は是に由り之を銜む。蜀

王の**秀**は嘗て**彧**に従いて**李文博**(博陵の人。隋に仕えて遇わず、性は貞介鯁直、學をこの見て倦まず。教義名理に至りては、特に心を留める所、書を読みて治乱得失忠臣烈士に至りては、未だ嘗て反復吟翫せずんばあらず。議論に長じ、亦書く文を屬す。治道集十巻を著す、大井ら世に行なわれる) が撰する所の《治道集》を求め，**彧**は之を與える。**秀**は**彧**に奴婢十口を遺る。**秀**の罪を得るに及び，**素**は奏す、

「**彧**は内臣を以て諸侯に交通す」

と，除名して民と為し，懷遠鎮（新唐志に懷遠鎮は営州にありと）に配して戍す。

●［趙仲卿の蜀の処分］**帝**は司農卿の**趙仲卿**をして益州に往きて**秀**の事を窮案せ使め，**秀**之賓客の經過之處，**仲卿**は必ず深文をもて法を致し，州縣の長吏の坐する者は太半なり。**上**は以て能と為し，賞賜は甚だ厚し。

●［楊勇・楊秀復活を阻止］之久しくして，貝州（隋志に、清河郡に北周は貝州を置くと。直隷省大名道清河県治、現・河北省邢台市清河県）長史の**裴肅**は遣使して上書し，稱す、

「**高熲**（廃せられること前巻開皇19年にあり）は天挺の良才，元勳の佐命を以て，衆の疾む所と為り，以て廢棄に至る。願わくは**陛下**は其の大功を錄し，其の小過を忘れるべし。又た二庶人（楊勇・楊秀）は罪を得ること已に久しく，寧ぞ心を革(あらた)める無からんや！願わくは**陛下**は君父之慈を弘め，天性之義を顧み，各々小國に封じ，其の為す所を觀るべし。若し能く善に遷れば，漸く更に增益すべし。如し或は悛(あらた)めざれば，貶削するも晩(おそ)きに非ず。今者自ら新(あらた)にする之路は永く絕え，愧悔之心は見られる莫し，豈に哀しからず哉！」

書して奏し，**上**は**楊素**に謂って曰く、

「**裴肅**は我が家事を憂う，此れ亦た至誠也。」

是に於いて**肅**を征して入朝せしむ。**太子**は之を聞き，左庶子の**張衡**に謂って曰く、

「**勇**をして自ら新たにせ使めれば，何を為さんと欲する也？」

衡は曰く、

「**肅**之意を觀るに，吳の**太伯**、漢の**東海王**（彊）の如くなら令めんと欲する耳。」

肅は至り，**上**は面のあたりに諭すに**勇**が復た收める可からざる之意を以てし而して之を遣るを罷む。**肅**は，**俠**（156巻梁の武帝中大通五年にあり）之子也。

●［楊素一族の繁栄］**楊素**の弟の**約**及び從父の**文思**、**文紀**、族父の**忌**は並びて尚書、列卿と為り，諸子は汗馬之勞無く，位は柱國、刺史に至る。廣く資產を營み，京師及び諸方の都會の處より，邸店、碾磑（挽き臼）、便利の田宅は，勝げて數える可からず。家僮は數千（続は千數），後庭の妓妾の綺羅を曳く者は千を以て數える。第宅は華侈にして，制は宮禁に擬す。親故の吏は（隋志楊素傳には、親戚故吏作る）清顯に布列す。既に一**太子**及び一王を廢し，威權は愈々盛んなり。朝臣の違忤する者有れば，或は誅夷に至る。附會する有るもの及び親戚は，才用無しと雖も，必ず進擢を加える，朝廷は靡然として，畏附せざるは莫し。敢えて**素**と抗し而して橈(たわ)まざる者は，獨り**柳彧**及び尚書右丞の**李綱**、大理卿の**梁毘**而して已む。

●［梁毘は西寧州の蠻夷を治める］始め，**毘**は西寧州（隋志に、越巂郡に北周は巖州を置く。開皇六年に西寧州に改める。18年巂州という。梁毘が刺史たるはそれ以前なり。四川省建昌道西昌県治、現・涼山イ族自治州西昌市）刺史為り，(10-242p)

凡そ十一年，蠻夷の酋長は皆な金多き者を以て豪雋と為し，遞(たが)いに相い攻奪し，略ぼ寧歲無く，**毘**は之を患う。後に諸酋長は相い帥いて金を以て**毘**に遺るに因り，**毘**は金を坐側に置き，之に對して慟哭し，而して之に謂って曰く、

「此の物は饑えれども食う可からず，寒けれども衣る可からず，汝等は此を以て相い滅ぼすこと，勝げて

數える可からず，今此を將いて來たるは，我を殺さんと欲する邪！」
一に納める所無し。是に於いて蠻夷は感悟し，遂に相い攻撃せず。**上**は聞き而して之を善しとし，征して大理卿と為し，法を處すること平允なり。
●［梁毘は楊素の專權を國患とす］**毘**は**楊素**の專權するを見，國患と為るを恐れ，乃ち封事を上りて曰く、
「臣は聞く、臣は威を作し福を作す有る無し，其れ而の家に害し，而の國に凶なり。竊に左僕射の越國公の**素**を見るに，幸遇は愈々重く，權勢は日々隆んに，搢紳之徒は，其の視聽を屬す。旨に忤う者は嚴霜夏零ち，旨に阿ねる者は甘雨冬澍ぐ。榮枯は其の脣吻に由り，廢興は其の指麾を候つ。私する所は皆な忠讜に非ず、進める所は鹹な是れ親戚，子弟は布列し，州を兼ね縣を連ねる。天下無事ならば，異圖を息む容し。四海に虞有れば，必ず禍の始めと為らん。夫れ奸臣は命を擅にし，漸有り而して來たり，**王莽**は之を積年に資し，**桓玄**は之を易世に基いし，而して卒に漢祀を殄し，終に晉祚を傾ける。**陛下**が若し**素**を以て阿衡となせば，臣は恐る、其の心未だ必ずしも**伊尹**ならざる也。伏して願わくは古今を揆鑒し，量りて處置を為し，洪基をして永固なら俾めよ，率土幸甚！」
書は奏せられ，**上**は大いに怒り，**毘**を收めて獄に繫ぎ，親ら之を詰る。**毘**は極言す、
「**素**は寵を擅にし權を弄し，將領之處は，殺戮無道なり。又た**太子**、**蜀王**の罪廢之日には，百僚震竦せざるは無しに，唯だ**素**は眉を揚げ肘を奮い，喜び容色に見われ，國家の有事を利とし以て身の幸いと為す。」
上は以て屈する為し，乃ち之を釋す。
●［楊堅は楊素の実権を棚上げ］其の後、**上**は亦た浸く**素**を疏忌し，乃ち敕を下して曰く、
「僕射は國之宰輔なり，細務を躬親らする可からず，但だ三五日に一たび省に向かい，大事を評論すべし。」
外に優崇を示し，實は之の權を奪う也。**素**は是に由りて終に仁壽之末にまで，復た省事を通判せず。**楊約**を出して伊州（隋志に、河南郡陸渾県に東魏は伊川郡及び北荊州を置く。北周改めて和州という。開皇の初め又改めて伊州という。河南省河洛道嵩県治、現・洛陽市嵩県）刺史と為す。
●**素**は既に疏んぜられ，吏部尚書の**柳述**は益々事を用い，兵部尚書を攝し，機密を參掌す。**素**は是に由りて之を惡む。
●［太子は自ら大将］**太子**は**賀若弼**に問いて曰く、
「**楊素**、**韓擒虎**、**史萬歲**は皆な良將と稱せられ，其は優劣は何如？」
弼は曰く、
「**楊素**は猛將なり，謀將に非ず。**擒虎**は鬥將なり，領將に非ず。**史萬歲**は騎將なり，大將に非ず。」
太子は曰く、
「然らば則ち大將は誰ぞ也？」
弼は拜して曰く、
「唯だ**殿下**の擇ぶ所なり！」
弼の意自ら許す也。

●［交州の李佛子の乱討伐］交州（交趾）の俚帥の**李佛子**は亂を作し，越王の故城（秦漢の駱越王の築く所）に據り，其の兄の子の**大權**を遣わして（10-243p）龍編城（交州は旧龍編県に治す。隋志に宋平に治し、而して龍編は県を持ってこれに属すと。安南交州府り東）に據らしめ，其の別帥の**李普鼎**は烏延城に據る。**楊素**は瓜州（敦煌）刺史の

長安の**劉方**を將帥之略有りと薦め，詔して**方**を以て交州道行軍總管と為し，二十七營を統べ而して進ましむ。**方**の軍令は嚴肅にして，犯す有れば必ず斬る。然れども士卒を仁愛し，疾病の者有れば親ら臨みて撫養（撫親×）す，士卒も亦た此を以て之を懷しむ。都隆嶺に至り，賊に遇い，擊ちて之を破る。進軍して**佛子**の營に臨む，先ず諭すに禍福を以てす。**佛子**は懼き，降を請い，之を長安に送る。

高祖文皇帝中仁壽三年（癸亥，６０３年）

●［幽州總管燕榮に死を賜る］秋，八月，壬申（8-6+1=３日），幽州總管の**燕榮**は死を賜る。**榮**の性は嚴酷にして，左右を鞭撻し，動もすれば千數に至る。嘗て道次の叢荊を見，以為えらく杖を作すに堪えたりと，命じて之を取らしめ，輒ち以て人に試みる。人は或は自ら罪なきを陳じ，**榮**は曰く、

「後に罪有れば，當に汝を免ずべし。」

既に而して犯す有り，將に之を杖たんとし，人は曰く、

「前の日に杖せられ，使君は許すに罪有るに之を宥すを以てすと。」

榮は曰く、

「罪無きすら尚ほ爾り，況んや罪有るを邪！」

之を杖つこと自若たり。

●［元弘嗣の過酷も甚だし］觀州（隋志に平原郡東光県に旧渤海郡を置く。隋は郡を廃して觀州を置くと。開皇帝三年に別駕侍中を改めて長史別駕とす。直隷省津海道東光県治、現・滄州市東光県）長史の**元弘嗣**は幽州長史に遷り，**榮**の辱める所と為るを懼れて固辭す。**上**は**榮**に敕して曰く、

「**弘嗣**は杖十已上の罪は，皆な須く奏聞すべし。」

榮は忿りて曰く、

「豎子は何ぞ敢えて我を玩ぶや！」

是に於いて**弘嗣**を遣わして倉粟を監納せしめ，一糠一秕を揚得（続は颺得）すれば，皆な之を罰す。笞つ毎に十に滿たずと雖も，然るに一日之中に，或は三數に至り。是くの如くすること歴年，怨隙は日々に構う。**榮**は遂に**弘嗣**を收めて獄に付け，其の糧を禁絶し，**弘嗣**は衣絮を抽き水に雜えて之を咽む。其の妻は闕に詣りて冤と稱し，**上**は遣使して按驗せしめ，奏す、

「**榮**は暴虐なり，贓穢狼籍なり」

征して還し，死を賜わる。**元弘嗣**は**榮**に代わりて政を為す。酷なること又た之より甚だし。

●**九月**，壬戌（58-36+1=１３日），常平官（開皇の初め、義倉を置く。また今常平倉を置きその官）を置く。

●［王通は応じず］是の歳，龍門（河東郡の県、山西省河東道河津県の西二里、現・運城市河津市）の**王通**は闕に詣りて《太平十二策》を獻じるも，**上**は用いる能わず，罷め歸る。**通**は遂に河、汾之間に教授し，弟子の遠きより至る者は甚だ衆し，累りに征すれども起たず。**楊素**は甚だ之を重んじ，之に仕えんことを勸め，**通**は曰く、

「**通**は先人之弊廬有り、以て風雨を蔽うに足る，薄田は以て{衍食}粥（熱い粥）を具えるに足る，讀書して道を談じ以て自ら樂しむに足る。願わくは明公は身を正しくして以て天下を治めるべし，時和し歳豐かなら使むれば，**通**也賜を受けること多し矣，仕えるを願わざる也。」

或は**通**を**素**に譖りて曰く、

「彼は實は公を慢る，公は何ぞ焉を敬するや？」

素は以て**通**に問い，**通**は曰く、
「公をして慢る可から使めば，則ち僕得るなり矣。慢る可からざれば，則ち僕失うなり矣。得失は僕に在り，公は何ぞ焉に預らん！」**(10-244p)**
素は之を待つこと初めの如し。弟子の**賈瓊**は謗りを息めるを問い，**通**は曰く、
「辯ずる無かれ。」
怨みを止むるを問う，曰く、
「爭わざれ。」
通は嘗て稱す、
「赦無き之國は，其の刑は必ず平らかなり。重斂之國は，其の財は必ず削られる。」
又た曰く、
「謗りを聞き而して怒る者は，讒之囮（烏媒）也。譽れを見て而して喜ぶ者は，佞之媒（なかだち）也。囮を絕ち媒を去れば，讒佞遠ざかる矣。」
大業の末，家に卒し，門人は謚して**文中子**と曰う。
突厥［突厥の歩迦可汗は滅亡］突厥の**歩迦可汗**の所部は大亂す，鐵勒（匈奴の一種）、僕骨（鐵勒の一種）等の十餘部は，皆な**歩迦**に叛して**啟民**に降る。**歩迦**の衆は潰え，西に吐谷渾に奔る。**長孫晟**は**啟民**を送りて磧口に置き，**啟民**は是に於いて盡く**歩迦**之衆を有つ。

令和 5 年 12 月 12 日　翻訳開始　11414 文字
令和 6 年 1 月 7 日　　翻訳終了　24335 文字